

徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等が首都圏や海外などの徳島県外（以下「県外」という。）の大規模な市場における自社の製品の販路拡大を目指し行う事業に対し、予算の範囲内でその費用の一部として、徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の一に該当する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する中小企業者のうち、製造業を事業として営み、販路拡大したい製品及び販路拡大にあたって必要となる支援内容が明確である者とする。

- (1) 1年以上、本市内に本店を置く会社
- (2) 1年以上、本市内に事業所を置きかつ、市内に1年以上住所を有する本市民
- (3) 前2号に該当する者で構成されたグループ又は団体（以下「グループ等」という。）

2 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納している者
- (2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業をする者
- (3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に関する活動を行うと認められる者
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に関する活動を行うと認められる者
- (5) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はこれらと密接な関係を有していると認められる者
- (6) 公序良俗に反する事業を営む者
- (7) 法令順守上の問題を抱えている者
- (8) 会社法第2条第3号に該当する子会社である者
- (9) 大企業が実質的に経営に参画している場合
- (10) 製品の開発・製造の主たる工程が、自社の事業所に整っていない者
- (11) 本市の指名停止措置等を受けている者、又は受ける可能性がある者
- (12) その他第1条の目的に照らし、市長が適当でないと認める者

(補助対象事業及び対象期間)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、県外の大規模な市場で自社の製品の販路拡大のために次の各号に定める取組を行う事業とする。

- (1) 海外販路拡大事業 海外市場への販路拡大を図るために必要な市場調査、特許出願・商標登録等知的財産権取得、越境 EC モール出店、越境 EC サイト構築
- (2) 展示会等出展事業 県外及び海外で開催される販売を主目的としない展示会等への出展
- (3) 製品開発・改良事業 市場のニーズに合った製品とするために行う新製品の開発・既存製品の改良

2 前項に定める事業の対象期間は、第6条に基づく交付決定を行った日から当該決定のあった日の属する会計年度の2月末日までとする。

(対象経費及び補助金の額等)

第4条 対象経費は、別表の対象経費の欄に定めるところによる（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）。

2 補助金の額は、取組内容ごとに対象経費に補助率を乗じて得た額と当該対象経費に対応する限度額のいずれか低い額を算出し、当該額を合算した額（ただし、既に同一年内に次条に基づき補助金の申請を行っている場合は、当該申請に対する補助金の額を70万円から差し引いた額を上限とする。）とする。この場合において、千円未満の端数が生じた場合においては、その端数を切り捨てるものとする。

3 市及び国、県等による他の同様の補助又は助成等の制度との併用は認めないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 経営ステップアップ計画（様式第4号）
- (4) 同意書兼誓約書（様式第5号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、申請書及びその添付書類の内容を審査するとともに、必要に応じて実地調査を行い、補助金交付の適否を決定し、その旨を申請者に交付決定通知書（様式第6号）又は不交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の通知をする場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事業につき修正を加えることを要請し、かつ、必要な条件を付することができるものとする。

(事業の遂行等)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）は会計責任者を置き、現金の出納若しくは保管、又は物品の出納若しくは保管の事務を行わせるとともに、これに係る証拠書類、現金出納簿、その他の会計帳簿を備え、記録管理する等、常にその経理を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の関係書類及び帳簿等について、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(計画変更等)

第8条 補助事業者は、申請書に記載した事業又は経費の内容を変更、中止又は廃止とするときは、軽微な変更を除き、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（変更）（様式第9号）
- (3) 経営ステップアップ計画（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による軽微な内容の変更とは、補助金の交付対象となる事業の目的を損なわない変更で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 計画の細部の変更のみであって、経費の費目及び額の変更を伴わないもの。
- (2) 補助事業に対する経費全体の20%以内の減額であるもの。
- (3) 補助事業の実施に要する経費が変更となるが、交付決定された補助金の額が、既に当該対象経費に対応する限度額に達しているものであり、かつ、変更後の補助対象事業の実施に要する経費を基に算出した補助金の額の変更を伴わないもの。

3 市長は、第1項の規定により変更、中止又は廃止を承認するときは、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又新たな条件を付しその内容を、補助事業者に補助金変更交付通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(報告等)

第9条 市長は、必要に応じ補助事業者に対して補助事業に関する報告若しくは関係書類の提出を求め、又は本市職員をして関係書類について検査させ、その必要な指示をすることができるものとする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条の報告書は、補助金実績報告書（様式第 11 号）によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の 3 月 6 日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、3 月 6 日が徳島市の休日を定める条例第 1 条 1 項に規定する市の休日にあたる年度の実績報告書の提出期日については、同条例第 2 条の規定を準用する。

- (1) 事業実績書（様式第 12 号）
- (2) 収支決算書（様式第 13 号）
- (3) 補助事業の支出関係を証明する書類（見積書、契約書（請書）、請求書及び領収書等）の写し
- (4) 補助事業の実施状況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定により報告書が提出された場合において、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件を審査した結果適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して補助事業者に補助金確定通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、市長が定める方法により、補助金を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者から前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の完了の見込みがないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の遂行に不正があったとき。
- (5) その他この要綱の定めに違反したとき。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、交付した補助金の全部又は一部の返還を補助事業者へ請求するものとする。

(必要事項)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

(施行期日)

- この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 27 年 9 月 14 日から施行する。
- この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 28 年 10 月 14 日から施行する。
- この要綱は、平成 29 年 4 月 5 日から施行する。
- この要綱は、平成 30 年 1 月 15 日から施行する。
- この要綱は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。
- この要綱は、平成 31 年 4 月 8 日から施行する。
- この要綱は、令和 3 年 5 月 14 日から施行する。
- この要綱は、令和 4 年 4 月 15 日から施行する。
- この要綱は、令和 5 年 4 月 17 日から施行する。
- この要綱は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。
- この要綱は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。
- この要綱は、令和 7 年 4 月 15 日から施行する。

別表（第4条関係）

取組内容	対象経費	経費区分	補助率	限度額 (千円)
海外販路拡大事業	・海外市場調査業務委託料 ・海外での知的財産権取得に係る経費（先行調査委託料、出願手数料、代理人委託料等） ・審査員に対する旅費等の実費負担分 ・越境ECモール新規出店費用 ・出店するにあたって必要となるコンテンツの制作費 等	海外販路拡大経費	1/2	500
展示会等出展事業	・出展料（小間代） ・小間内の装飾代 ・運搬費 ・交通費、宿泊費 ・通訳費 ・リモートによるプレゼンテーション機器等使用料 ・商談・展示指導・助言業務委託料 等	出展経費	1/2	※国内のみ 300 ※海外あり 500 販売を一部含む場合 ※国内のみ 150 ※海外あり 250
製品開発・改良事業	・原材料、副資材費 ・外注・委託費（性能検査等） ・機械装置、工具器具のリース、レンタル料 ・デザイン製作業務委託料 ・技術等指導・助言業務委託料 等	製品開発・改良経費	1/2	300 ※外部専門家委託又は専門機関との共同研究を行う場合 500 ※外部専門家委託と専門機関との共同研究の両方を行う場合 700

(備考)

展示会等出展事業における、商談・展示指導・助言業務とは、次の業務内容について、委託先要件を満たす外部専門家が契約に基づき受託する次に掲げる業務をいう。なお、法人に委託する場合は、要件を満たす者が直接担当しなければならない。

業務内容) 展示会において、商談のノウハウや製品展示の指導・助言等の営業活動に関わる側面的支援

委託先要件) 販路コーディネータ等の販路拡大・営業支援に関する有資格者又は有資格者と同等の知識を有し、これまで同様の展示会等において、商談等に関する指導・助言を行った実績を有する者

※次の場合は該当しない。

- ・営業活動の代行・代理などの業務を委託する場合
- ・個別具体的、継続的ではない指導・助言を求める場合（研修・講習会等への参加や集団指導、相談会や相談窓口での相談）
- ・指導・助言を伴わない商談先の斡旋を行う場合

製品開発・改良事業における、デザイン製作業務及び技術指導・助言業務とは、外部専門家が契約に基づき受託する、次に掲げる業務等をいう。なお、法人に委託する場合は、要件を満たす者を業務の担当者としなければならない。

ア デザイン製作業務

業務内容) 製品又はパッケージのデザイン

委託先要件) これまでに同様の製品についてデザインの実績を有する者

※次の場合は該当しない。

- ・製品又はそのパッケージ以外のデザインを依頼する場合

イ 製品製造に必要な技術の指導・助言業務

業務内容) 製品製造に必要な技術や製造の効率化に必要な技術の指導・助言

委託先要件) 指導・助言を受けたい技術の研究や当該技術を用いた製品開発・改良に主として関わった実績を有する者

※次の場合は該当しない。

- ・製品の開発・改良の一部の作業等を依頼する場合（内容により外注・委託費に含まれる場合があります。）
- ・個別具体的ではない指導・助言を求める場合（講習会参加や集団指導、相談会や相談窓口での相談）

製品開発・改良事業における、専門機関との共同研究を行う場合とは、大学等の専門の研究機関と契約を締結し、専門機関の有する知見や設備を活用しながら製品開発・改良を行う場合をいう。

補助金交付申請書

令和 年 月 日

徳島市長 殿

所在地
名 称
代表者職氏名
(個人の場合は、住所並びに氏名)

徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金の交付を受けたいので、徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額	金 円
----------	--------------------------

1 対象事業（該当事業に☑を記入）

☐ （1）海外販路拡大事業	☐ （2）展示会等出展事業
☐ （3）製品開発・改良事業	

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 経営ステップアップ計画（様式第 4 号）
- (4) 同意書兼誓約書（様式第 5 号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 2－1 号（第 5 条、第 8 条関係）

海外販路拡大事業計画書（当初・変更）

事業実施期間	
対象事業種別 (該当する事業に☑を記入)	☐ 海外市場調査 ☐ 海外特許出願・商標登録等 ☐ 海外越境 E C 出店・越境 E C サイト構築 (複数に該当する場合は全ての項目に☑を記入)
対象事業の目的	
期待される効果	
事業概要	
対象となる国	
海外販路拡大を目指す 製品概要	
委託予定日	
委託先	

委託内容		
事業スケジュール		
別の補助金の交付 (内容を確認して☑)		☐ 上記補助対象事業に対して、本補助金以外に補助金の申請又は交付を受けていない、又受けることはありません。
申請者の概要	会社名	
	所在地	〒
	代表者名	
	担当者氏名	
	電話	
	E-mail	

様式第 2－2 号（第 5 条、第 8 条関係）

展示会等出展事業計画書（当初・変更）

事業実施期間		
対象事業種別 (該当する事業に☑を記入)		☐ 国内展示会等出展 ☐ 海外展示会等出展 (複数に該当する場合は全ての項目に☑を記入)
対象事業の目的		
期待される効果		
事業概要	展示会等名	
	開催場所	
	自社出展日程	
出品内容・商品		
商談等の委託がある場合	委託予定日	
	委託先	
	委託内容	

事業スケジュール		
出展の目的 (内容を確認して☑)		☐ 上記補助対象事業は販売を主目的とするものではありません。
別の補助金の交付 (内容を確認して☑)		☐ 上記補助対象事業に対して、本補助金以外に補助金の申請又は交付を受けていない、又受けることはありません。
申請者の概要	会社名	
	所在地	〒
	代表者名	
	担当者氏名	
	電話	
	E-mail	

様式第 2－3 号（第 5 条、第 8 条関係）

製品開発・改良事業計画書（当初・変更）

事業実施期間		
対象事業種別 (該当する事業に☑を記入)		☐ 新製品開発 ☐ 既存製品改良 ☐ パッケージデザイン新規製作、改良 (複数に該当する場合は全ての項目に☑を記入)
対象事業の目的		
期待される効果		
事業概要	開発・改良する 製品の概要	
	現在の状況	

	想定している 販路	
共同研究	契約予定日	
	専門家 (大学名等)	
	研究内容	
外部委託先	委託区分 (該当に☑を記入)	☐ デザイン製作業務委託料 ☐ 技術指導・助言業務委託料
	委託予定日	
	委託先	
	委託内容	
事業項目		スケジュール
製品開発・改良		
別の補助金の交付 (内容を確認して☑)		☐ 上記補助対象事業に対して、本補助金以外に補助金の申請又は交付を受けていない、又受けることはありません。
申請者の概要	会社名	
	所在地	〒
	代表者名	
	担当者氏名	
	電話	
	E-mail	

様式第3－1号（第5条関係）

収支予算書（別紙添付可）

1 収入の部

（単位：円）

経費科目	本年度 予算額	備考・その他
徳島市補助		
自己負担		
その他		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

経費区分	経費科目	本年度予算額 補助対象経費	備考・その他
海外販路拡大			
合計			

※消費税、地方消費税は対象外のため、必ず税抜額を記載してください。

3 補助金額算出表

経費区分	補助対象 経費 (A)	補助 率 (B)	(C) = (A) × (B)	限度額 (D)	(C) と (D) の いずれかの 低い額
海外販路拡大		1/2		500,000	
合計（千円未満切り捨て）(E)					

中小企業販路拡大 支援事業の他メ ニューの申請「有」	中小企業販路拡大支援事業の他メニューの交付決定額の合 計 (F)	
	補助金交付申請額は、 ・ (E) + (F) ≤ 70万円のときは、(E) と同額 ・ (E) + (F) > 70万円のときは、70万円から (F) を引いた額	
〃 「無」	補助金交付申請額は (E) と同額	

様式第3－2号（第5条関係）

収支予算書（別紙添付可）

1 収入の部

（単位：円）

経費科目	本年度予算額	備考・その他
徳島市補助		
自己負担		
その他		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

経費区分	経費科目	本年度予算額 補助対象経費	備考・その他
展示会等出展			
□海外事業有り			
□海外事業無し			
合 計			

※消費税、地方消費税は対象外のため、必ず税抜額を記載してください。

3 補助金額算出表

経費区分	補助対象 経費 (A)	補助率 (B)	(C) = (A) × (B)	限度額 (D)	(C) と (D) の いずれかの 低い額
展示会等出展		1/2		海外事業有り 500,000 海外事業無し 300,000 （販売を一部含む場合） 海外事業有り 250,000 海外事業無し 150,000	
合 計（千円未満切り捨て）					

中小企業販路拡大支援事業の他メニューの申請「有」	中小企業販路拡大支援事業の他メニューの交付決定額の合計 (F)	
	補助金交付申請額は、 ・ (E) + (F) ≤ 70万円のときは、(E) と同額 ・ (E) + (F) > 70万円のときは、70万円から (F) を引いた額	
〃 「無」	補助金交付申請額は (E) と同額	

様式第3－3号（第5条関係）

収支予算書（別紙添付可）

1 収入の部

（単位：円）

経費科目	本年度予算額	備考・その他
徳島市補助		
自己負担		
その他		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

経費区分	経費科目	本年度予算額 補助対象経費	備考・その他
製品開発・改良			
合計			

※消費税、地方消費税は対象外のため、必ず税抜額を記載してください。

3 補助金額算出表

経費区分	補助対象 経費 (A)	補助率 (B)	(C) = (A) × (B)	限度額 (D)	(C) と (D) の いずれかの 低い額
製品開発・改良		1/2		専門家かつ共同研究 700,000 専門家又は共同研究 500,000 その他 300,000	
合計（千円未満切り捨て） (E)					

中小企業販路拡大支援事業の他メニューの申請「有」	中小企業販路拡大支援事業の他メニューの交付決定額の合計 (F)	
	補助金交付申請額は、 ・ (E) + (F) ≤ 70万円のときは、(E) と同額 ・ (E) + (F) > 70万円のときは、70万円から (F) を引いた額	
〃 「無」	補助金交付申請額は (E) と同額	

様式第4号（第5条、第8条関係）

経営ステップアップ計画（当初・変更）

所在地	
名称	
代表者職氏名	

（単位：円）

	1年前 （ 年 月期）	直近期末 （ 年 月期）	1年後 （ 年 月期）	2年後 （ 年 月期）	3年後 （ 年 月期）
①売上高					
②売上原価					
③売上総利益 （①－②）					
④販売費及び 一般管理費					
⑤営業利益 （③－④）					

※1年前及び直近期末は、決算書又はそれに類する書類をもとに記載すること。

※⑤営業利益の伸び率が3年間で9%以上となるように計画すること。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

令和 年 月 日

徳島市長 殿

所在地
名 称
代表者職氏名 (印)
(個人の場合は、住所並びに氏名)

同意書兼誓約書

私は、徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金交付申請の内容確認のため、市税等の納付状況について、担当部署に情報の提供を求めることについて、同意します。

また、徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金交付要綱第2条に規定する要件を満たしているとともに、補助金交付後において、当該要件に該当しないことが判明したとき又は該当しない事態に至ったときは、速やかに貴職宛に申し出るとともに、徳島市が行う措置について何ら異議のないことを誓約します。

補助金交付決定通知書

様

令和 年 月 日付けで申請のありました徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金については、次のとおり交付決定しましたので、徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

令和 年 月 日

徳島市長

印

1 交付決定額 金 _____ 円

2 補助条件

- (1) この補助金は、交付目的以外の目的のために使用しないこと。
- (2) この補助金の経理状況について調査するときは、これに応ずること。
- (3) この補助金に係る事業が完了したときは実績報告書をすみやかに提出すること。
- (4) この補助金の交付時期については、実績報告書の提出後とする。
- (5) 補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）は、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、あらかじめ市長が認めた場合にはこの限りではない。
- (6) 本市が、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 3 年間、その後の取り組み状況について、毎会計年度終了後 60 日以内に、補助事業終了後状況報告書を提出すること。

補助金不交付決定通知書

様

令和 年 月 日付けで申請のあった徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金については、次の理由により不交付決定しましたので、徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

徳島市長 印

不交付の理由

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日

徳島市長 殿

所在地

名 称

代表者職氏名

（個人の場合は、住所並びに氏名）

令和 年 月 日付け徳島市指令経政第 号で交付決定を受けた
徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金の事業変更（中止・廃止）承認を受け
たいので、徳島市中小企業等販路拡大支援事業補助金交付要綱第8条第1項の
規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業変更（中止・廃止）内容

2 補助事業変更（中止・廃止）理由

3 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（変更）（様式第9号）
- (3) 経営ステップアップ計画（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（備考）

変更事業計画書及び変更収支予算書については、事業計画書及び収支予算書の様式に準じて作成するものとする。

経営ステップアップ計画は変更承認申請時のみ提出するもの。（中止・廃止の場合は提出不要。）

様式第 9－1 号（第 8 条関係）

収支予算書（変更）（別紙添付可）

1 収入の部

（単位：円）

経費科目	本年度予算額		備考・その他
	変更前	変更後	
徳島市補助 自己負担 その他			
合 計			

2 支出の部

（単位：円）

経費科目	本年度予算額		備考・その他
	補助対象経費		
	変更前	変更後	
小 計			

※消費税、地方消費税は対象外のため、必ず税抜額を記載してください。

3 補助金額算出表

（変更後）

経費区分	補助対象 経費 (A)	補助率 (B)	(C) = (A) × (B)	限度額 (D)	(C) と (D) のい ずれかの低い額
海外販路拡大		1/2		500, 000	
合計（千円未満切り捨て） (E)					

中小企業販路拡大 支援事業の他メニ ューの申請「有」	中小企業販路拡大支援事業の他メニューの交付決定額 の合計 (F)	
	補助金交付申請額は、 ・ (E) + (F) ≤ 70万円のときは、(E) と同額 ・ (E) + (F) > 70万円のときは、70万円から (F) を引いた額	
〃 「無」	補助金交付申請額は (E) と同額	

様式第 9－2 号（第 8 条関係）

収支予算書（変更）（別紙添付可）

1 収入の部

（単位：円）

経費科目	本年度予算額		備考・その他
	変更前	変更後	
徳島市補助 自己負担 その他			
合 計			

2 支出の部

（単位：円）

経費科目	本年度予算額		備考・その他
	補助対象経費		
	変更前	変更後	
小 計			

※消費税、地方消費税は対象外のため、必ず税抜額を記載してください。

3 補助金額算出表（変更後）

経費区分	補助対象 経費 (A)	補助率 (B)	(C) = (A) × (B)	限度額 (D)	(C) と (D) のい ずれかの低い額
展示会等 出展		1/2		海外事業有り 500,000 海外事業無し 300,000 (販売を一部含む場合) 海外事業有り 250,000 海外事業無し 150,000	
合計（千円未満切り捨て） (E)					

中小企業販路拡大 支援事業の他メニ ューの申請「有」	中小企業販路拡大支援事業の他メニューの交付決定 額の合計 (F)	
	補助金交付申請額は、 ・ (E) + (F) ≤ 70万円のときは、(E) と同額 ・ (E) + (F) > 70万円のときは、70万円から (F) を引いた額	
〃 「無」	補助金交付申請額は (E) と同額	

様式第 9－3 号（第 8 条関係）

収支予算書（変更）（別紙添付可）

1 収入の部

（単位：円）

経費科目	本年度予算額		備考・その他
	変更前	変更後	
徳島市補助			
自己負担			
その他			
合 計			

2 支出の部

（単位：円）

経費科目	本年度予算額		備考・その他
	補助対象経費		
	変更前	変更後	
小 計			

※消費税、地方消費税は対象外のため、必ず税抜額を記載してください。

3 補助金額算出表

（変更後）

経費区分	補助対象 経費 (A)	補助率 (B)	(C) = (A) × (B)	限度額 (D)	(C) と (D) のいづ れかの低い額
製品開発・改良		1/2		専門家かつ共同研究 700,000 専門家又は共同研究 500,000 その他 300,000	
合計（千円未満切り捨て） (E)					

中小企業販路拡大 支援事業の他メニ ューの申請「有」	中小企業販路拡大支援事業の他メニューの交付決定 額の合計 (F)	
	補助金交付申請額は、 ・ (E) + (F) ≤ 70万円のときは、(E) と同額 ・ (E) + (F) > 70万円のときは、70万円から (F) を引いた額	
〃 「無」	補助金交付申請額は (E) と同額	

補助金変更交付決定通知書

様

令和 年 月 日付けで申請のありました徳島市中小企業販路拡大支援事業変更（中止・廃止）内容について承認しましたので、徳島市中小企業販路拡大支援事業交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

令和 年 月 日

徳島市長 印

- | | | |
|-----------|---|--------|
| 1 変更交付決定額 | 金 | _____円 |
| 2 既交付決定額 | 金 | _____円 |
| 3 変更承認内容 | | |

4 条件

- (1) この補助金は、交付目的以外の目的のために使用しないこと。
- (2) この補助金の経理状況について調査するときは、これに応ずること。
- (3) この補助金に係る事業が完了したときは実績報告書をすみやかに提出すること。
- (4) この補助金の交付時期については、実績報告書の提出後とする。
- (5) 補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）は、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、あらかじめ市長が認めた場合にはこの限りではない。
- (6) 本市が、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後3年間、その後の取り組み状況について、毎会計年度終了後60日以内に、補助事業終了後状況報告書を提出すること。

様式第 11 号（第 10 条関係）

令和 年 月 日

徳島市長 殿

所在地
名 称
代表者職氏名

補助金実績報告書

令和 年 月 日付け徳島市指令経政第 号で交付決定のあった
徳島市販路拡大支援事業補助金について、次のとおり関係書類を添えて提出し
ます。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 実 績 額 金 _____ 円

3 関係書類

- (1) 事業実績書（様式第 12 号）
- (2) 収支決算書（様式第 13 号）
- (3) 見積書、請書、契約書、請求書、領収書等の写し
補助事業の成果を明らかにする写真、図面、その他概要が分かる資料等
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 2 - 1 号（第 1 0 条関係）

海外販路拡大事業実績書

事業実施期間		
対象事業種別 (該当する事業に☑を記入)		☐ 海外市場調査 ☐ 海外特許出願・商標登録等事業 ☐ 海外越境 E C 出店・越境 E C サイト構築事業 (複数に該当する場合は全ての項目に☑を記入)
実施内容		
事業成果 (今後の事業展開等)		
委託契約日		
委託先		
委託内容		
申請者の 概要請	会社名	
	所在地	〒
	代表者名	
	担当者氏名	
	電話	
	E-mail	

様式第12-2号(第10条関係)

展示会等出展事業実績書

事業実施期間		
対象事業種別 (該当する事業に☑を記入)		☐ 展示会等出展（国内） ☐ 展示会等出展（国外） （複数に該当する場合は全ての項目に☑を記入）
事業概要	展示会等名	
	開催場所	
	自社出展日程	
実施内容		
事業成果 (今後の事業展開等)		
商談等の実績		商談件数： 件 （うち継続案件件数： 件） （うち成約件数： 件）
商談等の委託がある場合	委託契約日	
	委託先	
	委託内容	
申請者の概要	会社名	
	所在地	〒
	代表者名	
	担当者氏名	
	電話	
	E-mail	

様式第 1 2－3 号（第 1 0 条関係）

製品開発・改良事業実績書

事業実施期間	
対象事業種別 (該当する事業に☑を記入)	☐ 新製品開発 ☐ 既存製品改良 ☐ パッケージデザイン新規製作、改良 (複数に該当する場合は全ての項目に☑を記入)
開発・改良した製品名	
製品概要	(1)品目 (2)仕様 (3)価格等
事業成果 (今後の事業展開等)	

外部委託先(実績)	委託区分 (該当に☑を記入)		☐ デザイン製作業務委託料 ☐ 技術指導・助言業務委託料	
	委託契約日			
	委託先			
	委託内容			
	日時	場所	実施業務内容	備考
共同研究(実績)	契約日			
	専門機関 (大学、氏名等)			
	研究内容			
	日時	場所	実施業務内容	備考
申請者の概要	会社名			
	所在地		〒	
	代表者名			
	担当者氏名			
	電話			
	E-mail			

様式第 13 - 1 号 (第 10 条関係)

収支決算書 (別紙添付可)

1 収入の部

(単位: 円)

経費科目	本年度予算額	本年度決算額	備考・その他
徳島市補助 自己負担 その他			
合 計			

2 支出の部

(単位: 円)

経費科目	本年度予算額	本年度決算額	備考・その他
小 計			

※消費税、地方消費税は対象外のため、必ず税抜額を記載してください。

3 補助金額算出表

経費区分	補助対象 経費 (A)	補助 率 (B)	(C) = (A) × (B)	限度額 (D)	(C) と (D) のい ずれかの低い 額
海外販路拡大		1/2		500,000	
合計 (千円未満切り捨て) (E)					

中小企業販路拡大 支援事業の他メニ ューの申請「有」	中小企業販路拡大支援事業の他メニューの交付決定 額の合計 (F)	
	補助金交付申請額は、 ・ (E) + (F) ≤ 70万円のときは、(E) と同額 ・ (E) + (F) > 70万円のときは、70万円から (F) を引いた額	
〃 「無」	補助金交付申請額は (E) と同額	

様式第 13 - 2 号 (第 10 条関係)

収支決算書 (別紙添付可)

1 収入の部

(単位: 円)

経費科目	本年度予算額	本年度決算額	備考・その他
徳島市補助 自己負担 その他			
合 計			

2 支出の部

(単位: 円)

経費科目	本年度予算額	本年度決算額	備考・その他
小 計			

※消費税、地方消費税は対象外のため、必ず税抜額を記載してください。

3 補助金額算出表

経費区分	補助対象 経費 (A)	補助 率 (B)	(C) = (A) × (B)	限度額 (D)	(C) と (D) のいずれ かの低い 額
展示会等出展		1/2		海外事業有り 500,000 海外事業無し 300,000 (販売を一部含む場合) 海外事業有り 250,000 海外事業無し 150,000	
合計 (千円未満切り捨て) (E)					

中小企業販路拡大 支援事業の他メ ニューの申請「有」	中小企業販路拡大支援事業の他メニューの交付決定額 の合計 (F)	
	補助金交付申請額は、 ・ (E) + (F) ≤ 70万円のときは、(E) と同額 ・ (E) + (F) > 70万円のときは、70万円から (F) を引いた額	
〃 「無」	補助金交付申請額は (E) と同額	

様式第 13 - 3 号 (第 10 条関係)

収支決算書 (別紙添付可)

1 収入の部

(単位：円)

経費科目	本年度予算額	本年度決算額	備考・その他
徳島市補助 自己負担 その他			
合 計			

2 支出の部

(単位：円)

経費科目	本年度予算額	本年度決算額	備考・その他
小 計			

※消費税、地方消費税は対象外のため、必ず税抜額を記載してください。

3 補助金額算出表

経費区分	補助対象 経費 (A)	補助率 (B)	(C) = (A) × (B)	限度額 (D)	(C) と (D) のい ずれかの低い額
製品開発・ 改良		1/2		専門家かつ共同研究 700,000 専門家又は共同研究 500,000 その他 300,000	
合計 (千円未満切り捨て) (E)					

中小企業販路拡大 支援事業の他メニ ューの申請「有」	中小企業販路拡大支援事業の他メニューの交付決定 額の合計 (F)	
	補助金交付申請額は、 ・ (E) + (F) ≤ 70 万円の場合は、(E) と同額 ・ (E) + (F) > 70 万円の場合は、70 万円から (F) を引いた額	
〃 「無」	補助金交付申請額は (E) と同額	

経政発第 号
令和 年 月 日

補助金確定通知書

様

徳島市長 印

令和 年 月 日付け徳島市指令経政第 号で交付決定をした徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金について、次のとおり額を確定したので徳島市中小企業販路拡大支援事業補助金交付要綱第 1 1 条により通知します。

- 1 補助金確定額 金_____円
- 2 交付決定額 金_____円